



離半島部の被災土地の買取り契約を開始します

離半島部（小屋取地区、江島地区を除く）の被災土地の買取りを開始します。

契約会を6月下旬以降、順次開催します。くわしい内容は、契約会対象者へ事前に郵送する案内通知をご確認ください。

■ 第1回 離半島部 土地買取り契約会

○期間：平成25年6月下旬から（案内通知は6月中旬郵送予定）

○対象者：土地の買取り希望確認書(※1)で買取りを希望された方のうち、

現時点で買取りが可能な方(※2)

※1 緑色の買取り希望確認書を、離半島部被災土地(小屋取地区、江島地区を除く)の登記名義人の方（又はその相続人の代表者）へ、3月下旬に送付しています。

※2 現時点で買取りが可能な土地は、抵当権などの権利の設定がなく、相続登記の必要がない宅地(居住地)となります。



□ 施行同意書・買取り希望確認書が未返送の方へ

施行同意書は、地盤沈下した土地の嵩上げ(盛り土)に不可欠なものです。買取り希望確認書とあわせて、お早めにご返送くださいますよう、ご協力をお願いします。

□ 抵当権等の抹消登記や相続登記がお済みでない方へ

早急に登記手続きをお願いします。登記完了後は用地係(裏面参照)にご連絡ください。登記の確認後、次回以降の契約会にご案内します。

中心部に土地をお持ちのみなさまへ

建築行為等の制限について

土地区画整理事業の施行地区内で、建築行為等をする場合、土地区画整合法第76条の規定に基づき、女川町長の許可が必要となります。

この許可を受けようとする場合は、事前に下記までご相談ください。

許可が必要な建築行為等

許可申請が必要となるのは、土地区画整理事業の施行地区内で事業の施行の障害となるおそれがある次の建築行為等をする場合です。

- ① 盛土、切土、埋め立て等による土地形状の変更
- ② 建築物その他の工作物※の新築、改築、増築

※工作物とは、建築基準法という「工作物」だけでなく、地上または地中に設置するすべての人工物が対象となります。

- ③ 重量5トンを超える移動の容易でない物件の設置もしくは、たい積

お問い合わせ先：復興推進課 都市計画係 0225-54-3131 (内線238)

防災集団移転促進事業で買取りを希望されている土地所有者のうち、

《 抵当権等の抹消手続きがお済みでない方へ 》

買取り希望の土地に、抵当権等の権利が設定されている場合でも、土地売却代金で債務を返済することを条件に、その土地の抵当権等を抹消できる場合があります。

中心部に土地をお持ちの方(※1)のうち、該当者(※2)には、平成25年3月中旬に「買取価格明細書」を発送しています。この「買取価格明細書」を金融機関(※3)にご持参いただき、抵当権等の抹消についてご相談ください。

※1 離半島部については、買取り希望の状況等を集計のうえ、該当者に「買取価格明細書」をお送りする予定ですので、今しばらくお待ち願います。

※2 平成25年2月末現在、登記簿上で抵当権等が設定されていることが確認できる土地を所有し、その土地を防災集団移転促進事業で買取りを希望されている方に送付しています。これまで買取りを「希望しない」と回答されていた方でも「抵当を外せる可能性があるのなら買い取ってほしい」とお考えの場合は、下記までご相談ください。

※3 抵当権者が金融機関以外(個人など)のときや、抵当権・根抵当権以外の権利(仮登記等)が設定されているときは、抹消が困難であったり、手続きに時間を要したりする場合がありますので、司法書士等にご相談ください。

■ 金融機関が抵当権等の抹消を承認した場合 ■

金融機関は「買取価格明細書」を確認のうえ、抵当権等の抹消について審査します。抹消できる場合は、金融機関からその旨の通知(抵当権全部解除承認申請審査結果通知書)が届きます。

通知が届いたら、そのコピーを復興推進課用地係に、持参又は郵送してください。後日、契約書類が準備でき次第、土地の買取り契約について個別にご案内します。

《 無料相談窓口を 第2第4火曜水曜に開設 》

土地の相続や抵当権等について、無料で相談できる窓口が再開します

専門の相談員が、相続登記に必要な書類(申請書、遺産分割協議書等)の作り方や、抵当権の抹消手続き等について、ご相談に応じます。(無料)

- 開催日： 毎月第2第4火曜日水曜日
(平成25年9月末まで開催予定)
- 受付時間： 午前9時～午後5時
- 開催場所： 野球場バックネット裏事務所

※込み入った内容のものは、有料ですが司法書士に依頼することになります。

お問い合わせ先：

復興推進課 用地係

0225-54-3131

中心部・全般 → 内線 262～265

離半島 → 内線 236～237

